

また議員の任期を法律事項とする規定も含んでおらず、したがって、明示の規定のない限り、憲法上保障された議員の任期を多数決によって縮減する自律解散は許されないとの一般原則に反する点を指摘することができる⁷⁴。国会が国権の最高機関であるとの憲法 41 条の定めも、政治的美称にすぎず、そこから何らかの解釈論上の結論を引き出しうるような強い意味は持っていないとの見解が一般的である。

エ 65 条説

この説も、国事行為は、本来、儀礼的行為であり、内閣の助言と承認は、解散の実質的決定権を含まないとする。そして、いわゆる行政権概念の控除的定義に従い、衆議院の解散は、立法作用でも司法作用でもない以上、行政作用であると考え、したがって、解散の実質的決定権は、憲法 65 条により行政権を有する内閣の権限に属するとする。

65 条説については、果たして解散が控除説のいう実質的意味における行政に含まれるか否かについて疑問があるとされる。国家作用全体から立法権と司法権を除いた部分を行政権とする控除説は、国民に対する関係での国家作用をいかに配分するかに関する議論であり、解散権のような、国家機関相互の関係を念頭に置くものではないとの批判がある。

オ 制度説【有力説】

この説も、国事行為は、本来、形式的儀礼的行為であり、内閣の助言と承認は、解散の実質的決定権を含まないとする。しかし、日本国憲法が採用している議院内閣制および権力分立の建前からすれば、衆議院の倒閣権に対応して、内閣に衆議院の解散権が与えられていると考えるべきであるとする。

清宮四郎『憲法 I (第 3 版)』(有斐閣、1979 年) 235-237 頁

憲法は、権力分立制を採用し、行政権を内閣に属せしめている。解散の決定が憲法第 65 条にいう「行政権」に属するかどうかは問題であるとしても、憲法は、解散の決定を内閣の担当する作用に属せしめているものと解することができる。

憲法は、議院内閣制を採用し、内閣の国会に対する責任を明らかにすると同時に、衆議院の内閣不信任決議権を認め、これに対応するものとして、権力分立の見地から、内閣の解散決定権を認めるものと解せられる。…

解散が行なわれる場合について、これを正面から規定した憲法の規定は、どこにもみあ

⁷⁴ もっとも、内閣に実質的解散権があると考えるのであれば、衆議院の自律解散が許されないと主張する実益はさほどないとされる。衆議院の多数派が解散を望む場合は、それによって支持されている内閣も解散を望むのが通常であろうし、かりに内閣が解散権の行使を拒否したとしても衆議院の多数派はその内閣を倒すことができ、不信任決議の可決を受けてなお内閣が解散せず総辞職した場合でも、衆議院の多数派は解散を行うための新内閣を構成することができるからである(前掲注 12・長谷部 392 頁)。

たらない。…憲法第六九条は、もともと、内閣の総辞職について規定したものであって、それに関連して、解散が行なわれる特定の場合を予想しているにすぎないもので、そこには、解散が行なわれる場合を限定する意図はないものと解せられる。…そうすれば、解散が行われる場合は第 69 条の場合に限られないという解釈になる。解散は、国会、ことに衆議院が、民意を反映しているかどうか疑わしい場合に、民意を確かめるために設けられた制度である。解散が行なわれる普通の場合としては、衆議院が内閣を信任しない場合、または重要問題について、衆議院と内閣とがはなはだしく意見を異にする場合などが考えられるが、解散はこれらの場合に限らず、憲法改正、条約締結など、国家の大事について、民意を確かめるために行なわれることもありうる。

伊藤正己『憲法（第 3 版）』（弘文堂、1995 年）464-468 頁

実質的な解散決定権について、憲法の規定は不明確である。…条文上の根拠はなお十分でなく…むしろ憲法の採用する議院内閣制の本質に重要な根拠を求めることができよう。

議院内閣制もまた権力分立という近代憲法の基本原則と結合するものである。しかし、大統領制が行政部と立法部を厳しく峻別し、その権力の分離を厳密にするのに反し、議院内閣制は、ある意味では両者の結合を認めつつ、むしろ二つの権力の間の抑制と均衡のうちに権力の制約を求めようとするものである。…内閣は、その成立と存続を議会とくに衆議院の信任に負っており、議会のコントロールをうけるけれども、衆議院の不信任決議に対抗する手段として内閣に与えられたのが解散権であって、それは両者の間の均衡を確保する重要な手段である。…

議院内閣制の本質は…これだけでは 69 条の場合以外に広く解散を行うことのできる理由として十分ではない。…議院内閣制をとることと、69 条限定説とは両立しうるのである。しかし、国会と内閣の均衡は不信任決議と解散のみでとりうるのではないだけでなく、解散は、現代において、立法部と行政部の均衡のみでなく、さらに深く国民主権と結びつく意味をもつことを忘れてはなるまい。すなわち、内閣と衆議院が対立している場合に、これを打開することは主権者である国民に期待される。さらに、衆議院が民意を正しく代表しているかどうか疑わしいとき、また国家の重要な政策について国民の意思を問う必要のあるときなども、解散はとられるべき最良の手段であり、国民は総選挙における投票を通じてその意思を表明できるのである。そのようにみると、解散を 69 条に限定する説は、自律的解散が憲法上認められない以上、国民主権を事実上制約するものである。民主制における解散の機能を考えるなら、解散は、69 条の場合に限られないと解すべきことにならう。…

内閣はその裁量権を行使して、解散の時期と場合を決定できる。これは内閣の独裁を認めるといわれることがあるが、解散という重要な政治的決定は、単なる党派的利益によってではなく、相当の理由のある場合に行われるべきであり、もし不当な解散があったときは、国民が投票によって批判することとなる。

制度説については、たとえ日本国憲法が議院内閣制を採用しているとの前提を受け入れることができるとしても、議院内閣制にはさまざまな類型があるため、この前提のみから一義的に、内閣に解散権があることを論結することは難しいとの批判がある。

(3) 解散が行われる場合

解散が行われる場合が 69 条所定の場合に限定されるか否かについて、上記(2)に掲げた各説のうち、69 条説と自律解散説は、内閣による解散権の行使は 69 条所定の場合、すなわち衆議院において内閣を信任しない旨の決議がなされた場合に限られるとする。占領軍の起草したいわゆる総司令部案は、このような考え方に立脚していた。占領下にあった 1948 年（昭和 23 年）12 月に行われた第 1 回解散の際には、総司令部の示唆に従い、野党提出の内閣不信任案の可決を待って、解散が行われている（「なれあい解散」）。その際の解散の詔書は「衆議院に於て内閣不信任案を可決した。因って日本国憲法第 69 条及び第 7 条により、衆議院を解散する」という文言となっていた。これに対し、1952 年（昭和 27 年）8 月の第 2 回解散では、69 条所定の場合でないにも関わらず解散が行われ（「抜き打ち解散」）、それ以降、69 条所定の場合での解散をも含めて、解散の詔書では「日本国憲法第 7 条により、衆議院を解散する」という文言が用いられている。

ア 非限定説の根拠

学説の多くは、内閣が解散を行いうるのは、69 条所定の場合に限られないとする。その理由としては、①69 条の規定そのものは、内閣が総辞職しなければならない場合を定めているにとどまり、解散を行いうる場合を限定する趣旨を読み取ることにはできないこと、②解散制度の目的は、衆議院が民意を反映しているかどうか疑わしい場合に民意を確かめることにあるため、内閣を信任しない旨の議決がなされた場合に限らず、国政上の重大な問題について民意を反映しているか確かめるために行われるべきであること、が挙げられる。

実例を見ても、現在までのところ、69 条所定の場合における解散は、第 1 回の解散の他には、1953 年（昭和 28 年）3 月、1980 年（昭和 55 年）5 月及び 1993 年（平成 5 年）6 月の 3 回であり⁷⁵、その他の大部分の解散は、69 条所定以外の場合に行われている。

【参考】解散一覧表⁷⁶（網掛けは、内閣不信任決議案が可決された際の解散）

通算	国会回次	詔書年月日	内閣	備考
①	第 4 回	昭 23.12.23	第 2 次吉田内閣	不信任決議案（片山哲君外 14 名提出）可決後憲法第 69 条及び第 7 条により解散

⁷⁵ 第 1 回目（昭和 23 年・第 2 次吉田内閣）は少数与党（民自党）であったため、第 2 回目（昭和 28 年・第 4 次吉田内閣）及び第 3 回目（昭和 55 年・第 2 次大平内閣）は、それぞれ自由党、自民党における内閣総理大臣の支持基盤が弱く、与党内に大量の棄権者を出したためであり、第 4 回目（平成 5 年・宮澤内閣）は、与党の自民党内の大量の議員が賛成に回ったために可決されたとされる。浅野一郎・河野久『新・国会事典〔第 3 版〕』（有斐閣、2014 年）145 頁

⁷⁶ 衆議院先例集付録をもとに作成。

②	第14回	昭 27. 8.28	第3次 吉田内閣	召集日に議長選挙を行い、その翌々日憲法第7条により解散（理由発表）
③	第15回 （特別）	昭 28. 3.14	第4次 吉田内閣	吉田内閣不信任決議案（北村徳太郎君外15名提出）可決後憲法第7条により解散（理由発表）
④	第21回	昭 30. 1.24	第1次 鳩山内閣	国務大臣の演説に対する各会派の質疑中憲法第7条により解散（理由発表）
⑤	第28回	昭 33. 4.25	第1次 岸内閣	岸内閣不信任決議案（浅沼稻次郎君外4名提出）の討論中憲法第7条により解散（理由発表）
⑥	第36回 （臨時）	昭 35.10.24	第1次 池田内閣	暴力排除に関する決議案（益谷秀次君外19名提出）外1決議案可決後憲法第7条により解散（理由発表）
⑦	第44回 （臨時）	昭 38.10.23	第2次 池田内閣	国務大臣の演説に対する各会派の質疑終了後憲法第7条により解散（理由発表）
⑧	第54回	昭 41.12.27	第1次 佐藤内閣	召集日に、議席指定後憲法第7条により解散（理由発表）
⑨	第62回 （臨時）	昭 44.12. 2	第2次 佐藤内閣	国務大臣の演説に対する各会派の質疑終了後憲法第7条により解散（理由発表）
⑩	第70回 （臨時）	昭 47.11.13	第1次 田中内閣	衆議院解散に関する緊急質問（楯兼次郎君提出）外2緊急質問を動議により順次許可するに決した後憲法第7条により解散（理由発表）
⑪	第88回 （臨時）	昭 54. 9. 7	第1次 大平内閣	大平内閣不信任決議案（多賀谷眞稔君外12名提出）の議題宣告後憲法第7条により解散（理由発表）
⑫	第91回	昭 55. 5.19	第2次 大平内閣	昭 55. 5.16 大平内閣不信任決議案（飛鳥田一雄君外5名提出）可決 5.19 憲法第7条により解散（理由発表）
⑬	第100回 （臨時）	昭 58.11.28	第1次 中曽根内閣	中曽根内閣不信任決議案（石橋政嗣君外13名提出）の議題宣告後憲法第7条により解散（理由発表）
⑭	第105回 （臨時）	昭 61. 6. 2	第2次 中曽根内閣	召集日に、会議を開くに至らないまま憲法第7条により解散（理由発表）
⑮	第117回	平 2. 1.24	第1次 海部内閣	平成元年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（参議院提出）可決後憲法第7条により解散（理由発表）
⑯	第126回	平 5. 6.18	宮澤内閣	宮澤内閣不信任決議案（山花貞夫君外8名提出）可決後憲法第7条により解散（理由発表）
⑰	第137回 （臨時）	平 8. 9.27	第1次 橋本内閣	召集日に、議席指定後憲法第7条により解散（理由発表）
⑱	第147回	平 12. 6. 2	第1次 森内閣	森内閣不信任決議案（鳩山由紀夫君外11名提出）の議題宣告後憲法第7条により解散（理由発表）
⑲	第157回 （臨時）	平 15.10.10	第1次 小泉内閣	同意人事案件議了後憲法第7条により解散（理由発表）
⑳	第162回	平 17. 8. 8	第2次 小泉内閣	小泉内閣不信任決議案（岡田克也君外7名提出）の議題宣告後憲法第7条により解散（理由発表）
㉑	第171回	平 21. 7.21	麻生内閣	開会宣告後憲法第7条により解散（理由発表）
㉒	第181回 （臨時）	平 24.11.16	野田内閣	自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出）可決後憲法第7条により解散（理由発表）
㉓	第187回 （臨時）	平 26.11.21	第2次 安倍内閣	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）可決後憲法第7条により解散（理由発表）

イ 判例及び政府見解

69 条所定以外の場合に行われた最初の解散である昭和 27 年解散（第 2 回目の解散）の合憲性が争われた苫米地事件で、第一審及び控訴審判決は、いずれも、解散をなしうる場合は 69 条所定の場合に限定されておらず、「いかなる事態の下に解散を為すべきやの判断」は内閣の政治的裁量に委ねられているとした⁷⁷。

政府も、いかなる場合に衆議院を解散するかは、内閣が政治的責任において決すべき事柄であり、憲法上、解散権の行使に関する制約はないとの立場をとっている。

【参考】政府の見解

第 111 回国会 昭和 62 年 12 月 11 日 参議院予算委員会

○政府委員（味村治内閣法制局長官） まず、解散権に制約があるかどうかということですが、これは憲法 7 条の規定によりまして、内閣の助言と承認によりまして天皇が「衆議院を解散すること。」というふうになっておりまして、その際に実質的に解散を決定するのは内閣であるということは、もう従来から御答弁申し上げているところであります。そして、じゃどういふ場合に解散権を行使するのかと申しますと、これは国政の重大な局面において内閣の判断においてするということでございます、その解散権の行使について制約はないものというふうに承知をいたしているところでございます。

第 192 回国会 平成 28 年 10 月 21 日 衆議院内閣委員会

○横畠政府特別補佐人（内閣法制局長官） …衆議院の解散の憲法上の根拠ということですが、憲法第 7 条の規定により、天皇の国事に関する行為とされておりまして、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う内閣であるというふうに解されております。

○横畠政府特別補佐人（内閣法制局長官） 解散権の行使についての制約条件というお尋ねだと思いますけれども、衆議院の解散は、先ほどお答えしたとおり、実質的には内閣に与えられた権能であって、いかなる場合に衆議院を解散するかは、内閣が政治的責任において決すべき事柄であり、憲法上はこれに関する制約は規定されておられません。

ウ 習律上の制約

一方で、解散が 69 条所定の場合に限定されず、広く認められる根拠が、解散の果たす民主的機能に求められる以上、そのような機能が期待される場合に限り解散を行うべきであるとの結論が、条理上、導かれるはずであるとの指摘もある。

学説の中には、内閣による解散権の行使は憲法習律上の制約を受けるとし、

⁷⁷ 東京地判昭和 28・10・19 行集 4 卷 10 号 2555 頁、東京高判昭和 29・9・22 行集 5 卷 9 号 2181 頁

①内閣と衆議院との意思が衝突した場合、②政権担当者の政治的基本性格が改変された場合、③前選挙時に、国民の承認を得ていない重大な立法・条約その他重要政策を新たに行う場合、④選挙法の大改正のあった場合、⑤任期満了時期の接近など、解散が民主的な是認すべき役割を果たす場合にのみ、解散は許され、かつ、義務づけられるとするものもある。

芦部信喜〔高橋和之補訂〕『憲法（第6版）』（岩波書店、2015年）334・335頁（〔 〕は、補訂部分）

…もっとも、7条により内閣に自由な解散権が認められるとしても、解散は国民に対して内閣が信を問う制度であるから、それにふさわしい理由が存在しなければならない*。

*解散権の限界 解散は、憲法 69 条の場合を除けば、①衆議院で内閣の重要案件（法律案、予算等）が否決され、または審議未了になった場合、②政界再編成等により内閣の性格が基本的に変った場合、③総選挙の争点でなかった新しい重大な政治課題（立法、条約締結等）に対処する場合、④内閣が基本政策を根本的に変更する場合、⑤議員の任期満了時期が近接している場合、などに限られると解すべきであり、内閣の一方的な都合や党利党略で行われる解散は、不当である。〔2005年8月に参議院で郵政民営化法案が否決されたのを受けて小泉内閣が行った衆議院の解散については、憲法 59 条が想定する両議院の協議会の開催あるいは衆議院による3分の2以上の多数による再議決を要求することなく行われたことなどを理由に違憲とする見解と、政党政治の現状を前提にすればこれらの手続を経ることを要求するのは形式論にすぎ、実質的には内閣の重要法案が衆議院により否決（3分の2以上の賛成をえられなかった）された場合と同視しうるから合憲であるとする見解が対立している。〕

また、苫米地訴訟当時には、両院法規委員会⁷⁸が「解散は、いやしくも内閣の恣意的判断によってなされることのないようにせねばならない」とする勧告を行っているほか、保利茂元衆議院議長も、議長在任中に、「解散権について」と題する見解をものし、解散せざるを得ないような「十分客観的な理由が必要なはずだ」と指摘している。

第13回国会 昭和27年6月17日 両院法規委員会

衆議院の解散については、その決定権の所在及び理由の範囲に関し、種々の論議が行われているが、憲法の解釈としては、同法第 69 条の場合以外にも、民主政治の運営上、新たに国民の総意を問う必要があると客観的に判断され得る充分な理由がある場合には解散が行なわれ得るものと解することが妥当である。しかし、解散は、いやしくも内閣の恣意的判断によってなされることのないようにせねばならない。たとえば衆議院が解散に関する決議を成立せしめた場合には、内閣はこれを尊重し、憲法第7条により解散の助言と

⁷⁸ 法律などの解釈運用について両院議長に勧告する任務を有するものとして、国会法により設置されていた。その後、廃止された。佐藤功『憲法（下）〔新版〕』（有斐閣、平成7年）847頁

2 諸外国の解散制度

(1) 概観⁷⁹

OECD 諸国のうち、大統領制を採用しているアメリカ、メキシコ、韓国、チリには、いずれも議会解散の制度はない。そのほか、議院内閣制を採用しているノルウェー及び参事会制を採用しているスイス⁸⁰においても、解散制度はない。

G7 諸国では、アメリカを除く諸国（イギリス、イタリア、カナダ、ドイツ、フランス及び日本）には解散制度が存在する。イタリアでは解散の対象は両議院であり、解散・選挙は両議院同時に行われるのが慣例となっているが⁸¹、それ以外の諸国では、解散の対象は下院のみである。G7 諸国の中で、議会の解散要件を厳格に規定している例として、イギリス及びドイツがある。

(2) イギリスの解散制度⁸²

下院議員の任期は5年、原則としてほとんどの上院議員は事実上の任命制で終身議員である。解散の対象は議会であるが、実質的に解散の対象となるのは下院のみである。現在の解散は、2011年議会期固定法に基づく。同法の制定前は、国王が解散大権を有し、首相の助言に基づき国王が解散を行った。政府が下院の信任を得られない場合に、憲法慣習により、辞職又は国王に対する議会の解散要請を行っていたが、下院による不信任以外の場合、解散事由について限定はなかったため、首相は自由な判断により国王に解散を要請することができた。このため、首相が単に政治的な利益によって解散を要請することを防止する目的で、2011年議会期固定法が制定され、解散に関する国王大権は廃止された⁸³。

現在は、議会が解散するのは、2011年議会期固定法に基づき、

- ①下院総選挙日の25平日前の任期満了による自動解散
- ②下院が定数の3分の2以上の多数で繰上総選挙の実施を可決した場合（下

⁷⁹ 帖佐廉史「諸外国議会の一院制・二院制の別（2016年）」レファレンス791号（2016年12月）をもとに作成。

⁸⁰ 参事会制とは、政府は議会によって選出されるが、議会に責任を負わず、議会の解散することもできない政治体制をいう。なお、スイスでは、憲法の全部改正に際し、両院が解散される場合がある（前掲注79・帖佐90頁、95頁）。

⁸¹ 解散の対象を下院のみとすること等を内容とする憲法改正案について、2016年12月4日に国民投票が行われたが、否決された。高澤美有紀「主要国議会の解散制度」調査と情報923号（2016年10月）4頁、読売新聞夕刊（2016年12月5日付）

⁸² 前掲注81・高澤をもとに作成。

⁸³ 東京新聞（2014年11月15日付）によれば、「2010年の選挙では、保守党、労働党とも単独で過半数の議席を得られなかった。二大政党のどちらかが政権を担う体制が戦後初めて崩れ、保守党と中道左派の自民党による連立政権が誕生した。連立政権は2011年、首相の解散権を大幅に制限する『議会任期固定法』を成立させたが、これには『首相の一方向的な解散で政権から外されたくない』という自民党の思惑もあったようだ」とされている。

院の自主解散)

③下院が不信任案を可決した場合においてその後 14 日以内に何らかの信任案を可決しないときの 3 通りである⁸⁴。

(3) ドイツの解散制度⁸⁵

ドイツの下院議員の任期は 4 年、上院議員は各州政府が任免する当該州の政府構成員が務め、任期はない。下院のみが解散の対象となる。ワイマール憲法下における解散権の行使が政権の基盤となる安定的な議会多数派の形成に資するものではなかったことへの反省から、現行の基本法（憲法）では、解散権の行使は厳格に制限され、

①首相が任命されない場合

②首相が下院で信任を得られず、後任の首相も選出されない場合にのみ、解散が可能である。

①については、下院の首相選挙において 2 回目までの選挙で下院議員の過半数の投票を得た当選人がない場合には、大統領は、3 回目の選挙での最多得票者で下院議員の過半数の投票を得ていないものを首相に任命し、又は、下院を解散しなければならない。

②については、首相が提出した首相の信任案に下院議員の過半数の賛成が得られなかった場合において、下院議員の過半数の投票により他の首相を選出しなかったときは、首相の提案に基づき、大統領は 21 日以内に下院を解散することができる。

なお、首相に対する不信任案の可決は、下院議員の過半数により後任の首相を選出した場合に限られ（建設的不信任）、不信任案が可決された場合には、下院を解散することができない。したがって、首相が政治的理由により下院を解散しようとする場合には、自ら信任動議を提出し、与党議員に棄権させるなどして故意に否決させるよりほかに、実際に過去に行われた 3 回の解散はいずれもそうした手段がとられ、解散権の濫用として批判を受けたとされる⁸⁶。

⁸⁴ 先般の EU 離脱国民投票の結果をめぐる混乱との関係で、解散総選挙により国民の意思を改めて確認することにより誤情報に基づく国民投票の結果の是正を試みることができなくなっている、との指摘が、細谷雄一慶應義塾大学教授によりなされているところである（毎日新聞（2016 年 7 月 12 日付））。

⁸⁵ 前掲注 81・高澤をもとに作成。

⁸⁶ 国立国会図書館調査及び立法考査局「主要国の議会制度」（平成 22 年 3 月）23 頁。なお、1983 年及び 2005 年 7 月の解散については、首相の作爲的な信任案の提出とその否決に基づく下院の解散及び総選挙の実施が基本法違反であるとして、連邦憲法裁判所に対して訴訟が提起されたが、いずれにおいても、基本法違反とはならない旨の判断がなされたとされる（前掲注 81・高澤 9 頁）。

【参照条文】 ドイツ連邦共和国基本法

【連邦首相の選挙】

第 63 条

- 1 連邦首相は、連邦大統領の推薦に基づき、討論を経ずに、連邦議会によって選挙される。
- 2 連邦議会議員の過半数の票を得た者が連邦首相に選出される。選出された者は、連邦大統領によって任命される。
- 3 推薦された者が選ばれなかったときは、連邦議会は、選挙手続後 14 日以内に、議員の過半数をもって、連邦首相を選挙することができる。
- 4 選挙がこの期間内に成立しないときは、速やかに新たな選挙手続が行われ、最多得票をした者が選出される。選出された者が連邦議会議員の過半数の票を得ているときは、連邦大統領は、選挙後 7 日以内に、この者を任命しなければならない。選出された者が過半数の票を得ていないときは、連邦大統領は、7 日以内に、この者を任命するか、または連邦議会を解散しなければならない。

【建設的不信任決議】

第 67 条

- 1 連邦議会は、その議員の過半数をもって連邦首相の後任者を選挙し、かつ、連邦大統領に連邦首相を罷免すべきことを要請することによってのみ、連邦首相に対する不信任を表明することができる。連邦大統領は、この要請にしたがい、選挙された者を任命しなければならない。
- 2 動議と選挙との間には、48 時間がおかれなければならない。

【信任決議、連邦議会の解散】

第 68 条

- 1 自己に信任を表明すべき旨の連邦首相の動議が、連邦議会議員の過半数の同意を得られなかったときは、連邦大統領は、連邦首相の申立てに基づいて、21 日以内に、連邦議会を解散することができる。解散権は、連邦議会在議員の過半数をもって、別の連邦首相を選挙したときは、直ちに消滅する。
- 2 動議と投票の間には、48 時間がおかれなければならない。

阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』（有信堂、2009年）

